

[事案 22-49] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 1 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人（銀行員）の勧めで変額個人年金に加入した際、募集人の説明により定期預金と同じと誤信させられたとして、契約を取り消し、既払込保険料返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

銀行に預けていた預金が満期になったことから、夫名義で 3 カ月前に加入した変額個人年金保険の加入手続きをしたが、加入に際して、申立契約が変額個人年金であることの説明が一切なく、貯金と誤信させられて、変額個人年金保険に加入させられた。

本件契約は、10 年間運用して 15 年の年金受取によって元本保証するものだが、加入当時は 73 歳であり、元本全額を回収するためには 98 歳までかかる。そのような保険を勧める方がおかしい。説明があり、変額型だと分かっていたら、申立契約に絶対に加入しない。説明に際しても、パンフレット等は一切見せられておらず、受け取ってもいない。契約を取り消し、払い込んだ保険料（一時払）を返還して欲しい。

<保険会社の主張>

申立人に対して保険募集を行った銀行の説明によれば、下記のとおり、適切な説明がなされているものと判断され、当該銀行と申立人のいずれの主張が全体として信憑性が高いかという観点からは、当社としては当該銀行の主張の方が信憑性が高いと判断され、申立人による請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、約 1 時間をかけてパンフレット及び「特に重要なお知らせ/ご契約のしおり・約款」を用いて商品説明（貯金ではなくて生命保険であることの説明を含む）を行い、当該冊子も交付している。
- (2) 一時払保険料を特別勘定で投資信託等に運用するため、投資リスクがあり運用成果が払込保険料を下回る場合があること、10 年の運用期間となること、運用成果が払込保険料を下回った場合の年金受取総額の最低保証についても説明している。
- (3) 「保険契約申込書兼告知書」の「受領・確認欄」には、「特に重要なお知らせ/ご契約のしおり・約款」等を受け取ったこと及びその記載事項について募集人から説明を受け、その内容を確認したことにつき、申立人の確認印が押されている。

<裁定の概要>

申立人の主張の法的根拠は明らかではないが、裁定審査会では、不実告知に基づく契約の取消し（消費者契約法第 4 条 1 項 1 号）と、錯誤による無効（民法 95 条）を主張するものと解し、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 提出された書面及び事情聴取の結果により認められた契約締結の経過

- ①申立人が募集人に電話して、募集人が申立人宅に行き、申立契約の説明をした。
- ②申込書には、最上段に「変額個人年金保険」との記載があり、その下には、保険契約者、被保険者、年金受取人、死亡保険金受取人、基本保険金額、年金種類、年金支払開始年齢等を記載もしくはチェックする欄があり、申立人は、それぞれ自ら記入している。

(2) パンフレット等の使用・交付について

通常、募集人は、パンフレットなどを使用して契約内容を説明するのが一般的で、パンフレットなどを使用せずに申立契約の内容を説明することは困難である。申立人が記入した申込書の「保険契約申込書兼受領・確認欄」には、「特に重要なお知らせ/ご契約のしおり・約款」等を受け取ったこと及びその記載事項について募集人から説明を受け、その内容を確認していたことについて、申立人の署名押印があるので、申立人が、募集人から何らの資料も受け取っていないという主張は、不自然と言わざるを得ない。

本件においては、申立人が、募集人からパンフレット等を受け取っていないことを裏付けるような間接事実による反証もないところから、募集人がパンフレットを用いて、契約の説明をしたものと推測せざるを得ない。

(3) 10年貯金型の元本保証商品と誤信させるような虚偽説明の有無について

申立人が署名押印した申込書には、年金保険であることが明記され、被保険者、年金受取人、死亡保険受取人等や基本保険金額、年金種類等、申立契約が保険であることが明白に分かる項目が存在しており、申立人がこの申込書を確認した後、申立人が、これら各項目を記入していることや、募集人が説明に使用したパンフレットに申立契約の資産残高が変動することが明白に記載されていることに照らすと、募集人が、これらの書類の記載内容に明白に反して、本件契約が10年貯蓄型の商品であるとの説明をしたと考えることは到底できない。また、募集人の虚偽の説明を認めることができる証拠は、申立人の供述しかなく、他に上記推認を覆す特段の事情は認められない。

よって、募集人が本件契約が定期預金であると誤信させるような虚偽の説明を行ったとは認められず、消費者契約法4条1項1号に基づく契約取消しは認められない。

(4) 錯誤の成否について

パンフレットの記載及び申込書の記載（特に申込書の商品の欄の10年運用コースにチェックがあり、年金支払コースが15年に指定されていること、年金支払開始年齢83歳との記載があること）からすれば、申立契約は、本件契約が10年の運用の後に申立人が83歳から支払開始される年金によって、元本保証をする契約であることが容易に認識でき、申立人に、錯誤の存在を認めることは困難である。

仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、申込書の内容を確認せず、署名・押印した申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書き）。